

「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)
及び
平和安全法制関連法案について



説明内容

○ 日米防衛協力のための指針(ガイドライン) (J5)

○ 平和安全法制関連法案 (J5)

○ ガイドライン及び平和安全法制関連法案を受けた今後の方向性 (J3)

2

○ 説明内容は、ガイドラインの概要、安全保障法制整備の概要及びこれらを受けた今後の方向性についてです。

(10秒)

「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)

3

○ 初めにガイドラインの概要についてご説明いたします。

(3秒) (計13秒)

ガイドラインのポイント

日米防衛協力のための指針
(ガイドライン)

日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示すもの

◆ 我が国の平和安全のための日米協力の「内容」を充実・強化

- 安全保障法制との整合性を確保
- 平時から緊急事態まで「切れ目のない(シームレスな)」日米協力を実現
- 米国の強い関与を明記
(平時からの協力充実・連携強化、拡大抑止の提供、打撃力の使用 等)

◆ 日米協力の「拡がり」への対応

- 地域・グローバルの平和と安全のための日米協力の在り方等を明記
- 宇宙・サイバーといった新たな戦略的領域での協力の拡大を反映

◆ 日米協力の「実効性」を確保

- 平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置
- 共同計画の策定
- 協力の基盤となる取組(装備・技術、情報 等)の明記

総括

- 同盟の抑止力・対処力を一層強化
- 強固で、より大きな責任を共有する日米同盟を国内外に発信

4

- ガイドラインのポイントについてご説明します。
- ガイドラインは、日米の外務・防衛大臣によって了承された文書であり、「日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示すもの」です。
- 今般了承されたガイドラインのポイントの1点目は、「我が国の平和・安全のための日米協力の内容の充実・強化」です。具体的には、安全保障法制との整合性を確保するとともに、「切れ目のない」日米協力を実現しています。また、打撃力の使用等に関し、米国の強い関与を明記しています。なお、平和安全法制関連法案との関連で、本ガイドラインの中には、それら法案が成立しなければ実際に実施できない内容も含む点には留意が必要です。
- ポイントの2点目は、「日米協力の拡がりへの対応」です。国際的な活動における協力について明記するとともに、宇宙・サイバーに関する協力についても言及されています。
- ポイントの3点目は、「日米協力の実効性の確保」です。平時から利用可能な同盟調整メカニズムの設置及び共同計画の策定について明記されています。
- 総じて、同盟の抑止力・対処力を一層強化するとともに、強固な日米同盟を国内外に示す内容となっております。

(70秒)(計1分23秒)

ガイドラインの全体構成

第Ⅰ章 防衛協力と指針の目的	⇒ 安保・防衛協力の強調事項を明記										
第Ⅱ章 基本的な前提及び考え方	⇒ 1997年ガイドラインの考えを維持										
第Ⅲ章 強化された同盟内の調整	⇒ 平時から利用可能な同盟調整メカニズムの設置及び共同計画の策定・更新を明記										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>A節 同盟調整メカニズム</td> </tr> <tr> <td>B節 強化された運用面の調整</td> </tr> <tr> <td>C節 共同計画の策定</td> </tr> </table>		A節 同盟調整メカニズム	B節 強化された運用面の調整	C節 共同計画の策定							
A節 同盟調整メカニズム											
B節 強化された運用面の調整											
C節 共同計画の策定											
第Ⅳ章 日本の平和及び安全の切れ目のない確保	⇒ 平時から緊急事態まで、「切れ目のない」協力の方向性提示 ⇒ 具体的協力の在り方を明記										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>A節 平時からの協力措置</td> <td>⇒ 措置を記述</td> </tr> <tr> <td>B節 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処</td> <td>⇒ 内容を充実</td> </tr> <tr> <td>C節 日本に対する武力攻撃への対処行動</td> <td>⇒ 新規盛り込み</td> </tr> <tr> <td>D節 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動</td> <td>⇒ 新規盛り込み</td> </tr> <tr> <td>E節 日本における大規模災害への対処における協力</td> <td>⇒ 新規盛り込み</td> </tr> </table>		A節 平時からの協力措置	⇒ 措置を記述	B節 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処	⇒ 内容を充実	C節 日本に対する武力攻撃への対処行動	⇒ 新規盛り込み	D節 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動	⇒ 新規盛り込み	E節 日本における大規模災害への対処における協力	⇒ 新規盛り込み
A節 平時からの協力措置	⇒ 措置を記述										
B節 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処	⇒ 内容を充実										
C節 日本に対する武力攻撃への対処行動	⇒ 新規盛り込み										
D節 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動	⇒ 新規盛り込み										
E節 日本における大規模災害への対処における協力	⇒ 新規盛り込み										
第Ⅴ章 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力	⇒ 具体的協力の在り方を明記										
A節 国際的な活動における協力、B節 三か国及び多国間協力											
第Ⅵ章 宇宙及びサイバー空間に関する協力	⇒ 「新たな戦略的領域」の協力を新規盛り込み										
A節 宇宙に関する協力、B節 サイバー空間に関する協力											
第Ⅶ章 日米共同の取組	⇒ 防衛協力の基礎となる取組を新規盛り込み										
A節 防衛装備・技術協力、B節 情報協力・情報保全、C節 教育・研究交流											
第Ⅷ章 見直しのための手順	⇒ 定期的な評価の実施を新規盛り込み										

- 具体的な内容についてご説明する前に、ガイドライン全体の構成と各章の特性についてご説明します。
 - 第1章は、目的等の総論的内容について記載されています。
 - 第2章は、前提と考え方について言及されています。
 - 第3章は、ポイントでもご説明した同盟調整メカニズムの設置及び共同計画の策定・更新について明記されています。実効性確保のための仕組みとして本ガイドラインの中でも重要な章のひとつになっています。
 - 第4章は、平時から緊急事態に至るまでの「切れ目のない」協力について記載されています。自衛隊の活動や行動に関連する内容を含む最も重要な章です。
 - 第4章A節においては、旧ガイドラインでは記載の少なかった、平時からの協力措置について具体的な協力の在り方を明記しています。
 - B節は、前ガイドラインの「周辺事態」に対応する部分であり、平和安全法制で言うところの「重要影響事態」に関連する部分です。平和安全法制と関連性のある部分です。
 - C節は、武力攻撃事態における対処行動について記述されています。
 - D節は、我が国の集団的自衛権の行使に関連する部分であり、本ガイドラインで新規で盛り込まれております。これも平和安全法制と関連性のある部分です。
 - E節は、大規模災害での協力についてであり、本ガイドラインで新規に盛り込まれています。
 - 第5章は、国際的な活動における協力等についてであり、本ガイドラインではひとつの章として記載されています。この章も平和安全法制との関連性があります。
 - 第6章は、宇宙及びサイバー空間での協力についてであり、ひとつの章として新規に盛り込まれています。
 - 第7章及び第8章では、それぞれ、日米共同の取組や見直しの手順について記述されています。
- (120秒) (計3分23秒)

ガイドラインの概要

I. 防衛協力と指針の目的

- 日米両国間の安全保障及び防衛協力は次の事項を強調
 - － 切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
 - － 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
 - － 政府一体となつての同盟としての取組
 - － 地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
 - － 日米同盟のグローバルな性質
- 米国は、核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供
- アジア太平洋地域に即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、戦力を迅速に増強する能力を維持
- 指針は、両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。

II. 基本的な前提及び考え方

- A. 安保条約及びその関連取極に基づく権利及び義務は変更されない。
- B. 国際法に合致
- C. 日米の行動及び活動は各々の憲法・国内法令等に従う。
- D. 指針は、立法上・予算上・行政上その他の措置を義務付けないが、各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することを期待

6

- ここからは、ガイドラインの具体的な記載内容の要点についてのみご説明します。時間の制約もありますので、最も重要な第4章を重点にご説明することとし、その他については要点のみの説明とさせていただきます。
- 第1章の防衛協力と指針の目的においては、安保・防衛協力の強調事項として、スライドのとおり5項目が記載されています。
- また、米国の関与として、二つ目の丸にあるとおり、核戦力を含む拡大抑止の提供、戦力の前方展開等について記載されています。
- 第2章の基本的な前提及び考え方においては、Cにあるとおり、自衛隊の行動及び活動は、憲法・国内法令等に従う旨明記されています。この点は、平和安全法制関連法案との関係で重要です。
(50秒) (計4分13秒)

ガイドラインの概要

Ⅲ. 強化された同盟内の調整

- 日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化

A 同盟調整メカニズム

- ・ 切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用
- ・ 平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化

B 強化された運用面の調整

- ・ 両政府は、運用面の調整機能の併置の重要性を認識
- ・ 自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施

C 共同計画の策定

- ・ 両政府は、平時において、共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定・更新を実施
- ・ 共同計画は、両政府双方の計画に適切に反映

7

- 続いて、日米協力の実効性を確保するための調整メカニズム等に関して記載されている第3章 強化された同盟内の調整のうち、A 同盟調整メカニズムと C 共同計画の策定についてご説明します。
- 調整メカニズムについては、旧ガイドラインにも記載はありますが、本ガイドラインでは名称を新たに「同盟調整メカニズム」とし、平時から利用可能としている点が大きな特徴です。本メカニズムは今般のガイドラインの公表をもって速やかに実設されるわけではなく、別途、日米間で文書が発出されて初めて実設される見込みであり、具体的な内容について今後日米間で検討及び協議することとなります。
- 共同計画については、旧ガイドラインでは「検討を行う」とされていましたが、本ガイドラインをもって、策定・更新の実施が明記されたのが特徴です。
(50秒) (計5分3秒)

ガイドラインの概要

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

- 日米両政府は、状況の評価、情報の共有、柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動等のため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを活用

A 平時からの協力措置

- 両政府は、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための広範な分野にわたる協力を推進。自衛隊及び米軍は、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化

・ 情報収集、警戒監視及び偵察

・ 防空及びミサイル防衛

両政府は早期警戒能力、相互運用性、ネットワーク化による監視範囲及びリアルタイムの情報交換拡大、弾道ミサイル対処能力の総合的な向上のため協力

・ 海洋安全保障

・ アセット(装備品等)の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合、適切なきは、各々のアセットを相互に防護

・ 訓練・演習

・ 後方支援

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含む後方支援を相互に実施

・ 施設の使用

相互運用性を拡大し、柔軟性及び抗たん性を向上させるため施設・区域の共同使用を強化。民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力

8

- ここからは重要な章である第4章についてご説明します。
- まずはじめにA節 平時からの協力措置についてです。
- 旧ガイドラインでは、「平素から行う協力」として平板的な記載しかありませんでしたが、本ガイドラインでは、協力措置の内容として、画面点線枠内にあるとおり、①情報収集、警戒監視及び偵察、②防空及びミサイル防衛、③海洋安全保障、④アセット(装備品等)の防護、⑤訓練・演習、⑥後方支援、⑦施設の使用の7項目が明記されています。
- なお、平時の協力措置のうち、アセット(装備品等)の防護や、現行法よりも幅広い後方支援等を実際に実施するためには、関連法案の成立が必要となります。(40秒) (計5分43秒)

ガイドラインの概要

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

- 同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処
当該事態は地理的に定めることはできない。
- この節に示す措置は、当該事態にまだ至っていない状況において取り得るものを含む。
- 平時からの協力措置を継続することに加え、あらゆる手段を追求

・ 非戦闘員を退避させるための活動

両政府は、適切な場合に、日本国民又は米国民である非戦闘員の退避の計画に当たって調整、実施に当たって協力。退避活動は、輸送手段施設等の各国の能力を相互補完的に使用して実施。訓練・演習の実施を含め、調整を平時から強化

- ・ 海洋安全保障
- ・ 避難民への対応のための措置
- ・ 搜索・救難

両政府は、適切な場合に搜索・救難活動において協力し、相互に支援。自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、米国による戦闘搜索・救難活動に対して支援

・ 施設・区域の警護

・ 後方支援

日本政府は、国内法令に従い、適切な場合に後方支援等を実施（「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」の章）でも同様の記述あり。）

・ 施設の使用

日本政府は、安保条約等に従い、必要に応じて、民間の空港及び港湾を含む施設の一時使用を提供

9

- 続いて、「B節 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処」についてです。
- 先ほどもご説明したとおり、前ガイドラインの周辺事態に関連するものであり、平和安全法制関連法案の中では、「重要影響事態」に関連する部分です。画面にもありますとおり、「当該事態は地理的に定めることはできない」とされています。
- また、この節に示す措置は、当該事態にまだ至っていない状況において取り得る措置が含まれています。
- さらに、こうした措置は、A節の「平時からの協力的措置」を継続することに加えてとることとされており、これにより平時からの切れ目のない対応が確保されることとなります。
- 協力措置として、画面点線枠内にあるとおり、①非戦闘員を退避させるための活動、②海洋安全保障、③避難民への対応のための措置、④搜索・救難、⑤施設・区域の警護、⑥後方支援、⑦施設の使用が明記されています。
- いわゆる「重要影響事態」に関する記載である点から、平和安全法制関連法案に関連性がある部分です。
(70秒) (計6分53秒)

ガイドラインの概要

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

C 日本に対する武力攻撃への対処行動

1 日本に対する武力攻撃が予測される場合

両政府は、必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し、事態を緩和するための措置を実施

2 日本に対する武力攻撃が発生した場合

- ・ 両政府は、極力早期にこれを排除し、更なる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施
- ・ 自衛隊は防勢作戦を主体的に実施、米軍は自衛隊を支援・補完

◆ 作戦構想

- ① 空域を防衛するための作戦
- ② 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦
- ③ 海域を防衛するための作戦
- ④ 陸上攻撃に対処するための作戦
自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・排除を主体的に実施。必要が生じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施。米軍は自衛隊の作戦を支援・補完するための作戦を実施
- ⑤ 領域横断的な作戦
米軍は、自衛隊を支援し補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。その場合、自衛隊は、必要に応じ、支援を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、緊密な二国間調整に基づいて実施

◆ 作戦支援活動

- ① 通信電子活動
- ② 捜索・救難
- ③ 後方支援
- ④ 施設の使用
- ⑤ CBRN(化学・生物・放射線・核) 防護

10

○ 続いて、「C節 日本に対する武力攻撃への対処行動」についてです。ここでは特に、「2 日本に対する武力攻撃が発生した場合」についてご説明します。

○ 「2 日本に対する武力攻撃が発生した場合」の「作戦構想」をご覧ください。画面点線枠左内にあるとおり、「作戦構想」として、①から⑤まで、海・空域防衛及び陸上攻撃対処、弾道ミサイル対処及び領域横断的な作戦について5項目が記載されています。

○ 特に、④の「陸上攻撃に対処するための作戦」においては、島嶼に対する攻撃に対して、自衛隊が奪回作戦を実施し、米軍が奪回作戦を支援・補完する旨が明記されています。

○ また、陸海空単一の領域ではなく、複数の領域を跨ぐ場合等における⑤の「領域横断的な作戦」においては、米軍の打撃力の使用についても明記されています。

○ 総じて、本節においては、日本が主体的に対処、米側が支援・補完という基本的な役割分担は維持しつつ、武力攻撃事態における米国の強い関与について言及されています。

(70秒) (計8分3秒)

ガイドラインの概要

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

D 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

- 下記の際、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力
 - － 米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合
 - － 日本が武力攻撃を受けるに至っていない時
- 自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施
- 協力して行う作戦の例は以下のとおり

- ・ アセットの防護
- ・ 捜索・救難
- ・ 海上作戦
- 機雷掃海、艦船防護ための護衛作戦、
敵に支援を行う船舶活動の阻止

- ・ 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦
- ・ 後方支援

E 日本における大規模災害への対処における協力

- 米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対し適切に支援
- 両政府は、情報共有を含め緊密に協力。米軍が災害関連訓練に参加することにより相互理解を深化

11

○ 続いて、「D節 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」についてです。本節は、我が国の集団的自衛権の行使に関連する部分であり、実際の活動・行動のためには、平和安全法制関連法案の成立を待つ必要があります。

○ 上から二つ目の丸の記載は、昨年7月1日に閣議決定された「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の内容を踏まえた記述であり、平和安全法制関連法案の中において、いわゆる「存立危機事態」として扱われている記述に関連する部分です。

○ 作戦の例として、画面点線枠内のとおり記載されており、海上作戦においては、機雷掃海等についても言及されています。

○ 繰り返しになりますが、平和安全法制関連法案に関連する節になります。

○ 「E節 日本における大規模災害への対処における協力」においては、米国の我が国における大規模災害対処への支援や米軍の災害関連訓練への参加等について記載されています。

(60秒) (計9分3秒)

ガイドラインの概要

V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

- 日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、**パートナーと協力しつつ、主導的役割**を果たす。
- 日米両政府の各々が国際的な活動に参加することを決定する場合であって、適切なときは、**相互に及びパートナーと緊密に協力**

A 国際的な活動における協力

- 両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加。**共に活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力**
- **一般的な協力分野**は以下のものを含む。

- ・ 平和維持活動
- ・ 国際的な人道支援・災害救援
- ・ 海洋安全保障
- ・ パートナーの能力構築支援
- ・ 非戦闘員を退避させるための活動

- ・ 情報収集、警戒監視及び偵察
- ・ 訓練・演習
- ・ 後方支援

B 三か国及び多国間協力

- 両政府は、**三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進及び強化**
- 両政府は、**国際法及び国際的基準に基づく協力を推進すべく、地域及び国際機関を強化するために協力**

12

- 続いて、「第5章 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」についてです。
- 「A 国際的な活動における協力」においては、画面中央点線枠内のとおり協力分野が記載されています。
- また、B節では、三か国及び多国間協力についても言及されており、安全保障対話や共同訓練等を念頭においています。
(30秒) (計9分33秒)

ガイドラインの概要

VI. 宇宙及びサイバー空間に関する協力

A 宇宙に関する協力

- 両政府は、
 - － 宇宙空間の責任ある、平和的かつ安全な利用のため連携を維持・強化
 - － 各々の宇宙システムの抗たん性の確保、宇宙状況監視に係る協力を強化
- 自衛隊及び米軍は、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信等において引き続き協力

B サイバー空間に関する協力

- 両政府は、
 - － サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切に共有
 - － 重要インフラ及びサービスを防護するために協力
- 自衛隊及び米軍は、ネットワーク及びシステムの監視態勢の維持、教育交流、ネットワーク及びシステムの抗たん性の確保、政府一体の取組に寄与、共同演習を実施
- 日本に対するサイバー事案が発生した場合、米国は適切な支援を実施

VII. 日米共同の取組

A節 防衛装備・技術協力、B節 情報協力・情報保全、C節 教育・研究交流

VIII. 見直しのための手順

指針が変化する場合に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価
必要と認める場合には、日米両政府は、適時かつ適切な形でこの指針を更新

13

- 第6章においては、新たな戦略的領域である宇宙及びサイバー空間に関する協力内容についてそれぞれ具体的に記載されています。
- 第7章においては、日米共同の取組として、①防衛装備・技術協力、②情報協力・情報保全、③教育・研究交流について記載されています。
- 最後に、第8章において、見直しの手順について記載されています。
- ガイドラインの概要の説明については以上です。
(30秒) (計10分3秒)

平和安全法制関連法案の概要について

14

- 続いて、本年5月14日に閣議決定された平和安全法制関連法案の概要についてご説明いたします。
(10秒) (計10分13秒)

説明内容

○ 平和安全法制関連法案の全般概要

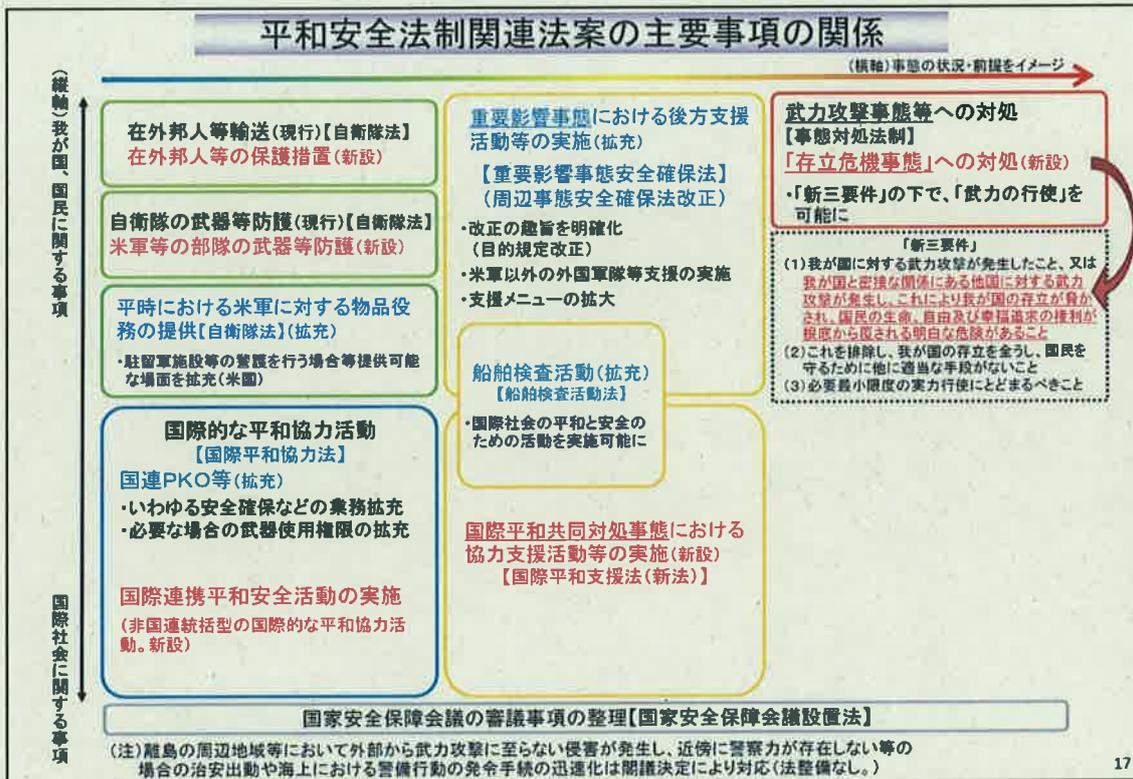
○ 改正・新設予定の主な法案の概要

15

- 説明内容です。
- 最初に平和安全法制関連法案の全般概要について説明した後、今般の法制整備により改正・新設される予定の法案について、それぞれご説明します。
- なお、本日まで説明する内容については、5月14日に閣議決定された内容に基づくものであり、法案の段階のものです。
(30秒) (計10分43秒)

平和安全法制関連法案の構成	
整備法 (一部改正を兼ねたもの)	
平和安全法制整備法 : 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律	
1. 自衛隊法	※左記の他、技術的な改正を行う法律が10本(附則による処理)
2. 国際平和協力法 (国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律)	
3. 周辺事態安全確保法 → 重要影響事態安全確保法 に変更 (重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律)	
4. 船舶検査活動法 (重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律)	
5. 事態対処法 (武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律)	
6. 米軍行動関連措置法 → 米軍等行動関連措置法 に変更 (武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律)	
7. 特定公共施設利用法 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律)	
8. 海上輸送規制法 (武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律)	
9. 捕虜取扱い法 (武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律)	
10. 国家安全保障会議設置法	
新規制定	
国際平和支援法 : 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律	

- 最初に、平和安全法制関連法案の全体の構成について説明します。
- 今般の平和安全法制関連法案は、2つの法案から構成されています。
- 1つ目が、「平和安全法制整備法」であり、これは、一部改正を行う法律を一括した法案です。
- この法案により改正される法律は、自衛隊法、国際平和協力法、周辺事態安全確保法、船舶検査活動法、事態対処法、米軍行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法、国家安全保障会議設置法です。このほか、技術的な改正のみを行う法律もあります。
- なお、今回の改正により、周辺事態安全確保法は重要影響事態安全確保法に名称が変更されています。また、赤字で示すように、その他いくつかの法律についても法律の正式名称は若干変更されます。
- そして、平和安全法制関連法案の2つ目が、今回、新たに制定予定の「国際平和支援法」です。
(70秒) (計11分53秒)



○ スライドは、今回の平和安全法制関連法案の主要事項の関係を示しています。

○ 縦軸は、上に行くほど我が国に関わる事項であり、下に行くほど、国際社会に関わる事項に位置づけられることを示しています。

○ また、横軸は、事態の状況をイメージしています。

○ なお、今般の整備により、赤字は新設されるもの、青字は拡充される事項を表しています。

(30秒) (計12分23秒)

改正・新設予定の主な法案の概要

18

- 続いて、各法案の概要についてご説明します。
(2秒) (計12分25秒)

在外邦人等の保護措置(隊法改正)

外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の保護措置を自衛隊の部隊等が実施できるようにする。(第84条の3)

保護措置:警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置。輸送を含む。

【手続】防衛大臣による命令

○外務大臣からの依頼・協議、内閣総理大臣の承認

【実施要件】以下の全てを満たす場合

- ① 保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、**戦闘行為が行われないと認められること。**
- ② 自衛隊が当該保護措置を行うことについて、**当該外国等の同意があること。**
- ③ 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための**部隊等と当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保される**と見込まれること。

【武器使用権限】

- いわゆる**任務遂行型の武器使用が可能。**
○危害許容要件は**正当防衛・緊急避難。**

※ 邦人以外の外国人も一定の条件の下、保護することが可能。

19

○ 最初に、在外邦人等の保護措置についてです。

○ この規定は、外国における緊急事態に際して、生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の保護措置を、自衛隊の部隊等が実施できるようにするものです。

○ 実施の要件は、次の3点を全て満たす場合です。すなわち、

- ① 保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、**戦闘行為が行われないと認められること**
- ② 自衛隊が当該保護措置を行うことについて、**当該外国等の同意があること**
- ③ 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための**部隊等と当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保される**と見込まれること。

の3点を満たすことが要件となります。

○ なお、武器使用権限については、いわゆる「任務遂行型」の武器使用が可能ですが、危害許容要件については、**正当防衛・緊急避難のみ**です。この正当防衛・緊急避難は、自己や管理の下に入った者のもののみならず、保護対象者のものも追加となっている点が、これまでと異なります。

(90秒) (計13分55秒)

※ 防衛大臣は、外務大臣から同項の緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある外国人として保護することを依頼された者その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが**適当と認められる者の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができる。**

米軍等の部隊の武器等の防護のための武器使用(隊法改正)

自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するための武器の使用を自衛官が行うことができるようにする(第95条の2)

【対象】

- 米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊
- 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(※)に現に従事しているものの武器等
- (※)共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。

【手続】

- 米軍等からの要請があった場合
- 防衛大臣が必要と認めるときに限り
- 自衛官が警護を行う
- (※)条文上の手続とは別途、運用の考え方を国家安全保障会議で審議する方針。

【武器使用権限】

- 人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。
- 危害許容要件は正当防衛・緊急避難。

20

- 次に、米軍等の部隊の武器等の防護のための武器使用です。
- これは、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等であれば、当該武器等を防護するための武器の使用を自衛官が行うことができるようにするというものです。
- 防護対象は、米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事しているものの武器等です。
- 武器使用権限については、自衛隊の武器等防護と同様の考え方であり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができます。

(50秒) (計14分45秒)

米軍に対する物品役務の提供等、国外犯処罰規定(隊法改正)

米軍に対する物品役務の提供 (第100条の6)

- 米軍に対する物品又は役務の提供に関しては、以下の活動を実施する自衛隊の部隊等と共に現場に所在して同種の活動を行う米軍を対象に追加
 - ① 自衛隊法第81条の2第1項第2号(警護出動)に掲げる施設及び区域に係る同項の警護(※施設及び区域内での警護を行う米軍が対象)
 - ② 海賊対処行動
 - ③ 弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動
 - ④ 機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理
 - ⑤ 外国における緊急事態に際しての邦人の警護・救出等(改正後の自衛隊法第84条の3(在外邦人等の保護措置))
 - ⑥ 船舶又は航空機による外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動

【その他の改正事項】

- ① 従来は日米の二国間訓練に参加する米軍のみを対象としていたが、日米を含む三カ国以上の多国間訓練に参加する米軍についても対象とすること
- ② 自衛隊施設に一時的に滞在する米軍に加えて、自衛隊が米軍施設に一時的に滞在する場合に共に現場に所在する米軍を対象とすること
- ③ 提供の対象となる物品に、弾薬を含めること

国外犯処罰規定の整備 (第122条の2)

- 以下に係る罰則について国外犯処罰規定を整備する。
 - ① 上官の職務上の命令に対する多数共同しての反抗及び部隊の不法指揮
 - ② 防衛出動命令を受けた者による上官命令反抗・不服従等

21

○ 米軍に対する物品役務の提供に関しては、今回の改正により、提供の対象となる場面が追加され、従来よりも拡充されます。

- その他の改正事項として、
 - ・ 従来は日米の二国間訓練に参加する米軍のみを対象としていましたが、日米を含む三カ国以上の多国間訓練に参加する米軍についても対象とすること、
 - ・ 自衛隊施設に一時的に滞在する米軍に加えて、自衛隊が米軍施設に一時的に滞在する場合に共に現場に所在する米軍も対象とすること
 - ・ 提供の対象となる物品に弾薬を含めること

といった点があります。

(※従来の提供場面:5項目。共同訓練、大規模災害、国際緊急援助活動、在外邦人等保護、自衛隊施設に一時的に滞在する米軍)

- スクリーン下段の国外犯処罰規定の整備については、
隊法で規定される
 - ① 上官の職務上の命令に対する多数共同しての反抗及び部隊の不法指揮
 - ② 防衛出動命令を受けた者による上官命令反抗・不服従等に係る罰則について、国外で、これらの罪を犯した隊員や、これらの罪に係る行為の遂行を共謀・教唆・煽動などをした者にも適用されるというものです。
(80秒) (計16分5秒)

国際平和協力法(改正)

「国際連合平和維持活動(拡充)」

○参加5原則(下線部追加)

- ① 紛争当事者の中で停戦の合意が成立していること。
- ② 国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意していること。
- ③ 当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。
- ④ 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること。
- ⑤ 武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能。

国際連携平和安全活動(非国連統括型)(新設)

○要件 参加5原則を満たした上で、次のいずれかが存在する場合

- ① 国際連合の総会、安全保障理事会又は経済社会理事会が行う決議
- ② 次の国際機関が行う要請
 - ・国際連合
 - ・国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
 - ・当該活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの
- ③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請(国際連合憲章第七条1に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。)

22

○ 次に国際平和協力法の改正についてです。

○ 今回の改正により、法律に基づく活動として、これまでの国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、国際的な選挙監視活動に加えて、国際連携平和安全活動が新たに加われました。

○ 国際連携平和活動とは、従来の国連が統括する枠組みでの活動に加え、①国連総会や国連安保理等の決議に基づくもの、②国際連合難民高等弁務官事務所や欧州連合等の国際機関の要請に基づくもの、③当該活動が行われる地域の属する国の要請に基づくもので国連の主要機関の支持がある場合を契機とした、国連が統括しない非国連統括型の枠組みによる活動のことを意味します。

○ なお、参加5原則については、今回新たに設けたいわゆる「任務遂行に伴う武器使用」を伴う業務について厳格な要件を定めた他は、基本的に維持することとしており、これは国際連携平和安全活動においても同様です。

(90秒) (計17分35秒)

※ 国際連携平和安全活動：国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議、別表第一に掲げる国際機関が行う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請(国際連合憲章第七条に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。)に基づき、

紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して

国際の平和及び安全を維持することを目的として行われる活動であって、

二以上の国の連携により実施されるもののうち、次に掲げるもの(国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。)をいう。

国際平和協力法(改正)

「国際連合平和維持活動(拡充)」

国際連携平和安全活動(非国連統括型)(新設)

○業務の拡充

停戦監視、被災民救援等に加え、いわゆる安全確保業務、いわゆる駆け付け警護、司令部業務等を追加、統治組織等の設立・再建援助の拡充

○武器使用権限の見直し

いわゆる安全確保業務、いわゆる駆け付け警護の実施に当たっては、いわゆる任務遂行のための武器使用を認める

○国会承認

自衛隊の部隊等が行う停戦監視業務、いわゆる安全確保業務については事前の国会承認が基本(閉会中又は衆議院が解散されている場合の事後承認可)

○隊員の安全確保

安全配慮規定、業務の中断及び危険を回避するための一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置を定めた実施要領の策定を規定

○その他の改正事項

- ① 自衛官(司令官等)の国際連合への派遣
- ② 請求権の放棄
- ③ 大規模な災害に対処する米軍等に対する物品又は役務の提供
- ④ 国際的な選挙監視活動の協力対象の拡大など

23

○ また、国連平和維持活動及び国際連携平和安全活動における業務については、業務が拡充され、いわゆる安全確保業務やいわゆる駆け付け警護、司令部業務、統治組織等の設立・再建援助が拡充されます。

○ また、いわゆる安全確保業務やいわゆる駆け付け警護に際する武器使用権限については、いわゆる任務遂行のための武器使用が認められることとなります。

(※統治組織等の設立・再建援助 = 国連を含む受入れ国政府機関への能力構築支援等)

(30秒) (計18分5秒)

重要影響事態安全確保法(周辺事態安全確保法の改正)

目的

重要影響事態に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

重要影響事態：【(例示)そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等】我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態
(※)「周辺事態」の定義から「我が国周辺の地域における」を削除

対応措置

- ① **後方支援活動**(防衛省・自衛隊が実施する物品・役務の種類)
補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、
基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務
(※)武器の提供は含まない。弾薬の提供及び戦闘作戦行動のために
発進準備中の航空機に対する給油及び整備は実施可能に。
- ② **搜索救助活動**
- ③ **船舶検査活動**(船舶検査活動法に規定するもの)
- ④ その他の重要影響事態に対応するための必要な措置

支援対象

- 重要影響事態に対処する以下の軍隊等
- ① 日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍
 - ② その他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊
(①以外の米軍も含まれる)
 - ③ その他これに類する組織

※ 外国領域での活動の実施が可能(当該外国等の同意がある場合に限る。)(改正前は実施不可。)
※ 武器使用権限は、自己保存型のみ

24

- 続いて、重要影響事態安全確保法についてご説明します。
- 法目的は、重要影響事態に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することです。
- 安全保障環境の変化も踏まえ、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態が生起する地域を地理的に限定するかのような表現を用いることは適当ではないため、「周辺事態」の「事態」の定義から「我が国周辺の地域における」を削除するとともに、事態の名称を「重要影響事態」に改めることとしたものですが、事態の性質に着目した概念であることに変更はありません。
- 当該事態における対応措置は、後方支援活動、搜索救助活動、船舶検査活動、その他の重要影響事態に対応するための必要な措置であり、活動の分類については、これまでと変化はないものの、後方支援のメニューは拡充されています。
- また、後方支援活動の支援対象については、
 - ① 重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊に加え、
 - ② その他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織 も支援対象とされます。

(80秒) (計19分25秒)

重要影響事態安全確保法(周辺事態安全確保法の改正)

「一体化」の回避

- 「現に戦闘行為が行われている現場」では実施しない
(※) 遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保する限り当該遭難者に係る捜索救助活動を継続できる。
- 自衛隊の部隊等の長等は、活動の実施場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、又はそれが予測される場合には一時休止等を行う
- 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合等は、速やかにその指定を変更し、又は、そこで実施されている活動の中断を命じなければならない

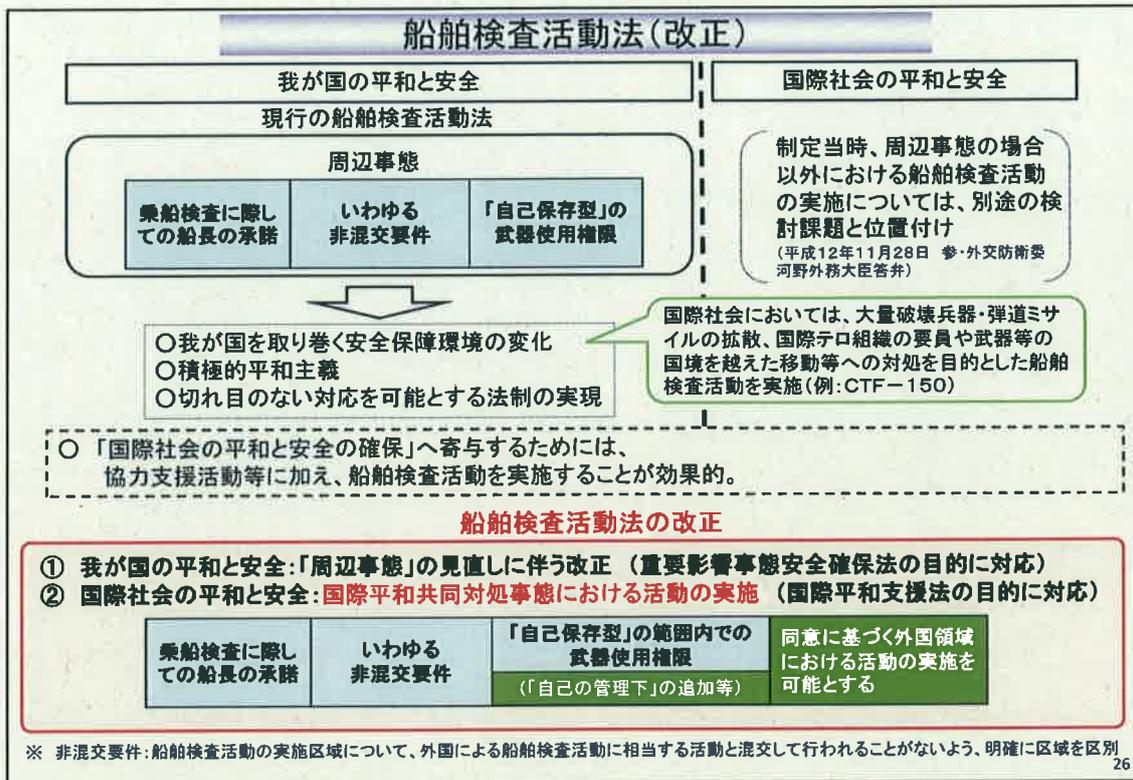
国会承認

- 原則事前の国会承認
- 緊急の必要がある場合の事後承認可
(※) 改正前の周辺事態安全確保法と同様

25

- 活動の実施区域ですが、武力行使との一体化の回避のため、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないとされています。
- 加えて、部隊の長は活動実施場所又はその近傍において戦闘が生起又は予測される場合には活動を一時休止又は避難するとされています。
- なお、実施区域を指定するのは防衛大臣であり、部隊の安全が確保できない場合及び外国領域において支援活動に対する同意が得られなくなった場合、防衛大臣が活動の中断を命じます。

(50秒) (計20分15秒)



- 次に船舶検査活動法です。
- 船舶検査活動は従来、周辺事態の際の活動でしたが、今回の改正により、重要影響事態に加え、国際平和共同対処事態においても、実施可能となります。
- 国際平和共同対処事態については、新たに制定予定の法律で規定される事態であり、後程、説明します。
- なお、乗船検査に際しての船長の承諾、船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、活動区域を明確に区別して指定するという、いわゆる非混交要件については、従来同様です。
- 武器使用に関しては、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で可能となります。
- また、今回の改正により、外国領域であっても当該外国の同意に基づき活動が可能となります。

(60秒) (計21分15秒)

国際平和支援法(新規制定)

目的

国際平和共同対処事態:

- ① 国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、
- ② その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、
- ③ 我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの

当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を実施

国際社会の平和及び安全の確保に資する

要件

以下の国連決議(総会又は安保理)があること

- ① 支援対象となる外国が国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議
- ② ①のほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国連加盟国の取組を求める決議

対応措置

- ① **協力支援活動**
諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供
補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務、建設
(※) 武器の提供は含まない。
- ② **搜索救助活動**
- ③ **船舶検査活動**(船舶検査活動法に規定するもの)

※ 防衛大臣は自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない旨の規定あり

※ 武器使用権限は、自己保存型のみ

27

- 次に、新たに制定予定の国際平和支援法について説明します。
- この法律は、国際平和共同対処事態における、諸外国の軍隊等に対する協力支援活動について規定するものです。
- 国際平和共同対処事態とは、
国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために、
国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、
我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの です。
- なお、国連決議(総会又は安保理)が活動の要件となります。
- 同法に基づく活動については、
 - ① 協力支援活動、
 - ② 搜索救助活動、
 - ③ 船舶検査活動(船舶検査活動法に規定するもの)であり、重要影響事態における活動と同様の分類です。

(60秒) (計22分15秒)

国際平和支援法(新規制定)

「一体化」の回避

- 「現に戦闘行為が行われている現場」では実施しない
(※)遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る捜索救助活動を継続できる。
- 自衛隊の部隊等の長等は、活動の実施場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、それが予測される場合等には、一時休止等を行う。
- 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合等には、速やかにその指定を変更し、又は、そこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

国会承認

- 国会承認について例外なき事前承認
- 7日以内の各議院の議決の努力義務
- 対応措置の開始から2年を超える場合には再承認が必要
(※)再承認の場合は、国会閉会中又は衆議院解散時は事後承認を許容。

28

- また、武力行使との一体化の回避のため、現に戦闘行為が行われている現場では実施しない点や、部隊の長は活動実施場所又はその近傍において戦闘が生起又は予測される場合には活動を一時休止又は避難するという点は、重要影響事態に際して行なう活動の場合と同様の考え方です。

(30秒) (計22分45秒)

事態対処法(改正)

法律概要

我が国の平和と独立、国及び国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続など基本的事項を定めることにより、対処のための態勢を整備

改正の概要

- 「存立危機事態」への対処等を追加。

(目的)

- 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、我が国の平和と独立、国及び国民の安全の確保に資すること。

(対処基本方針) ※武力攻撃事態又は存立危機事態と認定する場合に武力の行使が必要な理由についても記述

- 対処基本方針に定める事項として以下に関する事項を記載。

- ・ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
- ・ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由
- ・ 当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する全般的な方針、対処措置に関する重要事項

国会承認

存立危機事態」に対処するために自衛隊に防衛出動を命ずるに際しては、現行の規定と同様、原則国会の事前承認を要する

29

- 続いて事態対処法制の改正についてです。
- 事態対処法は、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続など基本的事項を定めることにより、対処のための態勢を整備し、我が国の平和と独立、国及び国民の安全を確保することを目的とする法律です。
- 今回、改正により、武力攻撃事態等に加え、新たに「存立危機事態」が対処する事態として追加されます。
- また、「新三要件」の「第二要件」について、対処基本方針に定める事項として、「我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由」も記載することとされました。

(60秒) (計23分45秒)

存立危機事態関連(隊法改正)

「新三要件」で新たに可能となる「武力の行使」は「我が国を防衛するため」のやむを得ない「自衛の措置」であり、「存立危機事態」への自衛隊の対処は、自衛隊法第76条(防衛出動)と第88条(武力行使)によるものとし、第3条(自衛隊の任務)において主たる任務に位置付ける

(自衛隊の任務)第三条 ※「直接侵略及び間接侵略に対し」を削除

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

(防衛出動)

第七十六条 ※「存立危機事態」を追加

内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては事態対処法第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

(防衛出動時の武力行使)

第八十八条 ※改正なし

第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要なと判断される限度をこえてはならないものとする。

○ このほか、自衛隊の行動に必要な各種の権限等や特例の措置を定める。

ただし、我が国に対する直接攻撃や物理的被害を念頭に置いた措置は、存立危機事態では適用しない。

(適用するものの例) 特別の部隊の編成、予備自衛官及び即応予備自衛官の防衛招集 など

(適用しないものの例) 防御施設構築の措置、公共の秩序維持のための権限、緊急通行、物資の取用、業務従事命令 など

30

○ 存立危機事態への自衛隊の対処は、自衛隊法第76条の防衛出動と第88条の武力行使によるものとし、第3条において主たる任務に位置付けられます。

これは、「新三要件」で新たに可能となる「武力の行使」は、他国に対する武力攻撃を契機とするものについても、あくまでも「我が国を防衛するため」のやむを得ない「自衛の措置」であるからです。

○ 存立危機事態においても、原則として、現行法で認められる、自衛隊の行動に必要な各種の権限等や特例の措置について適用されますが、我が国に対する直接攻撃や物理的被害、我が国が攻撃を受けた際の公共の秩序の維持を念頭に置いたものについては適用されません。

(60秒) (計24分45秒)

【事態対処法制】 関連法制の改正

<p>1 米軍行動関連措置法</p> <p>武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って我が国に対する武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための支援措置について規定。</p>	→	<ul style="list-style-type: none"> ● 武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊に対する支援 ● 存立危機事態における外国軍隊に対する支援に関する規定を追加
<p>2 海上輸送規制法</p> <p>武力攻撃事態に際して、我が国に対して武力攻撃を行っている外国の軍隊等へ向けた武器、弾薬、兵員等(外国軍用品等)の海上輸送を規制するため、海上自衛隊が実施する停船検査、回航措置の手續等を規定。</p>	→	<ul style="list-style-type: none"> ● 存立危機事態においても適用するための規定を追加 ● 実施海域を、我が国領海、外国の領海(同意がある場合に限る)又は公海とする
<p>3 捕虜取扱い法</p> <p>武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに必要な事項を定め、捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保。</p>	→	<ul style="list-style-type: none"> ● 存立危機事態においても適用するための規定を追加
<p>4 国民保護法</p> <p>我が国に対する武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するための態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施。</p>	→	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国への直接攻撃や物理的な被害から国民を守るという観点からは必要な体制を整備済
<p>5 特定公共施設利用法</p> <p>武力攻撃事態等における地方自治体等の国民保護措置と自衛隊・米軍の侵害排除のための特定公共施設等の利用を調整(地方自治体等が管理する港湾、飛行場など)。</p>	→	<ul style="list-style-type: none"> ● 武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動を利用調整の対象に追加
<p>6 国際人道法違反処罰法</p> <p>武力紛争時における非人道的行為の処罰について規定。</p>	→	<ul style="list-style-type: none"> ● 存立危機事態での適用はあるが、改正は不要

○ その他、事態対処法制の関連法制について、スクリーンに表示のとおり改正等が行われます。

(5秒) (計24分50秒)

国家安全保障会議設置法(改正)

1. 審議事項として、新たに以下のものを定める。

- 存立危機事態への対処 重要影響事態への対処 国際平和共同対処事態への対処

2. 以下に関するものは、必ず審議しなければならない事項とする。

- 国際平和協力業務であっていわゆる安全確保業務の実施に係る実施計画の決定及び変更
- 国際平和協力業務であっていわゆる駆け付け警護の実施に係る実施計画の決定及び変更
- 国際連合平和維持活動に参加する各国の部隊により実施される業務の統括業務に従事するための自衛官(司令官等)の国際連合への派遣
- 在外邦人の警護・救出等の保護措置の実施

(※)いずれも領域国等の受入れ同意の安定的維持等に係るもの

附則により技術的な改正を行う法律の一覧

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| ① 道路交通法 | ⑦ サイバーセキュリティ基本法 |
| ② 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律 | ⑧ 防衛省設置法 |
| ③ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 | ⑨ 内閣府設置法 |
| ④ 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律 | ⑩ 復興庁設置法 |
| ⑤ 原子力規制委員会設置法 | |
| ⑥ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 | |

32

○ これまで説明してきた法改正に伴い、国家安全保障会議での審議事項が追加されることから、国家安全保障会議設置法についても改正されます。

○ その他、技術的な改正が行われる法律はスクリーンに表示のとおりです。

(30秒) (計25分20秒)

治安出動・海上警備行動の迅速化

- 武力攻撃に至らない侵害への対処については、各般の分野において必要な取組を一層強化

陸・海・空における関係各機関のシームレスな警戒監視、対処態勢の強化

- ・周辺空海域のシームレスな安全確保
- ・情報収集・分析の強化
- ・離島・島嶼部への侵害に対する対応強化
- ・離島周辺海域における対応態勢の強化

関係機関の連携強化

- ・共同訓練等の推進
- ・対処要領の検討・整備

- 以下の3類型について、治安出動・海上警備行動等の発令手続を迅速化するため閣議決定（電話型）

国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処

- 海上警備行動を発令し、自衛隊の部隊により行うことが基本
- 防衛省、外務省、海上保安庁は、緊密かつ迅速に情報共有、調整、協力
- 海上警備行動発令のため閣議を開催する必要がある

武装集団による不法上陸への対処

- 武装した集団・その蓋然性が極めて高い集団が、離島に不法に上陸するおそれが高い・上陸する場合に、
- 海上警備行動・治安出動等の発令のため閣議を開催する必要がある

公海での民間船舶への侵害行為への対処

- 我が国の民間船舶が侵害行為を現に受けており、
- （緊急の）海賊対処行動又は海上警備行動の発令のため閣議を開催する必要がある

特に緊急な判断が必要、かつ速やかな臨時閣議の開催が困難な場合、内閣総理大臣の主宰により、電話等により閣議決定を可能とする（連絡を取ることができなかった国務大臣には、事後速やかに連絡を行う）

- 最後に、法改正ではありませんが、治安出動・海上警備行動の手続きの迅速化の処置についてご説明します。

- 次に示す3類型、すなわち

- ① 国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処
- ② 武装集団による不法上陸への対処
- ③ 公海での民間船舶への侵害行為への対処

については、特に緊急な判断が必要であり、治安出動や海上警備行動の手続きを迅速化して対応する必要があることから、速やかな臨時閣議の開催が困難な場合、内閣総理大臣の主宰により、電話等により閣議決定を可能とするとの閣議決定がなされております。

（連絡を取ることができなかった国務大臣には、事後速やかに連絡を行う）

（60秒）（計26分20秒）

自衛隊の任務等の変更点

○ 主たる任務

防衛出動(第76条) 対象となる事態: 武力攻撃事態 + 存立危機事態

○ 従たる任務

<公共の秩序維持>

国民保護等派遣、治安出動、警護出動、海上における警備行動、海賊対処行動、弾道ミサイル等に対する破壊措置、領空侵犯に対する措置、災害派遣、機雷等の除去、在外邦人等の輸送、**在外邦人等の保護措置(第84の3)(追加)**

<重要影響事態における活動> (重要影響事態安全確保法)

- ・ 後方支援活動(**拡充**)、搜索救助活動、船舶検査活動

<国際平和協力活動>

- ・ 国際緊急援助活動等
- ・ 国際平和協力業務等(**拡充**)
(**国連平和維持活動(拡充)**、**国際連携平和安全活動**、**人道的な国際救援活動**、**国際的な選挙監視活動**)

<国際共同対処事態における活動> (国際平和支援法)

- ・ **協力支援活動**、**搜索救助活動**、**船舶検査活動**

○ その他

○ 平素から認められている武器使用権限

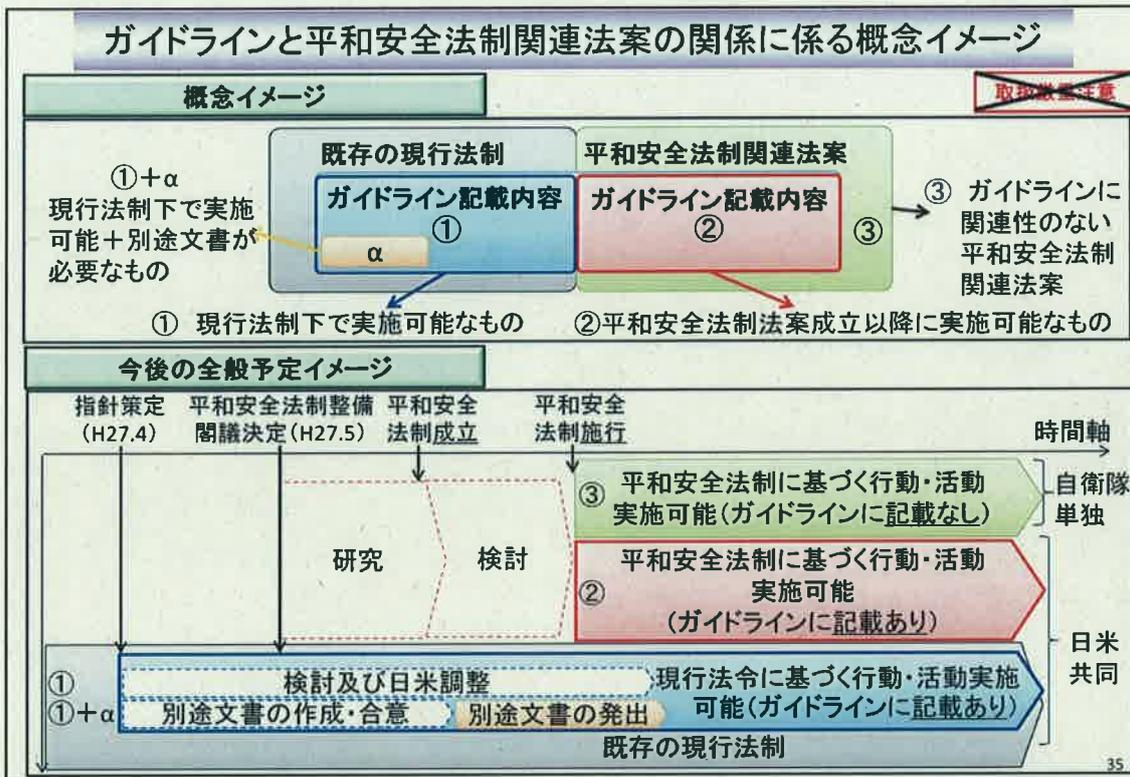
- ・ 自衛隊の武器等の防護(95条) **米軍等の部隊の武器等の防護(95条の2)**

○ 合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供(100条の6) (**適用場面、適用物品の拡大**)

34

○ 最後になりますが、今般の平和安全法制整備に伴う自衛隊の任務等の変更点を示すとご覧のとおりとなります。赤字が法改正による変化分を示しています。

(10秒) (計26分30秒)



- これまで説明させていただいたガイドラインと平和安全法制整備に関し、その両者の関係について概念イメージをご説明します。
 - 画面上段の概念イメージをご覧ください。これまでご説明したとおり、ガイドラインの記載内容については、画面青線部分①のとおり、既存の現行法制で実施可能なものと、画面赤線部分②のとおり、平和安全法制関連法案の成立を待つ必要があるものがあり、ガイドラインの中では、これらが区別されることなく記載されています。
 - また、既存の現行法制で実施可能なものの中でも、実際に実施するために、画面①+αに示すように、手続き上、別途、日米間でSDC文書と言われる文書の発出が必要なものもあります。さらには、画面③のようにガイドラインとは直接関係のない法制もあります。
 - ①から③についての今後の予定については、画面下段に示すとおりであり、①の既存の現行法制下で実施可能なものは、日米間で具体的な調整等を進めた上で実施することを考えております。
 - また、②の平和安全法制関連法案の成立を待つ必要があるものについては、法制が成立し、施行されて以降、速やかに実施できるよう準備が必要であると考えております。
 - さらに、③のガイドラインに関連性のない平和安全法制関連法案については、法制が成立した以降、速やかに実施できるように準備が必要であると考えております。
 - ガイドラインに記載のある①及び②は日米共同に関する内容、③のようにガイドラインに関係のない平和安全法制は、自衛隊単独による活動・行動となります。
- (120秒) (計28分30秒)

<参考:①~③の具体例>

- ・ ①の例(既存の現行法制で実施可能なもの)
 - 「平時からの協力措置」における「訓練・演習」
(あくまでも現行法制下の枠組みにおいて、既存の日米共同訓練の訓練内容を充実させることは差支えない)
- ・ ①+αの一例
同盟調整メカニズム
- ・ ②の例(平和安全法制関連法案の成立を待つ必要があるもの)
 - 「平時からの協力措置」における「アセット(装備品等)の防護」
 - 「存立危機事態」に関連する第4章D節の「日本以外の国に対する武力攻撃への対処」
- ・ ③の例(ガイドラインに関連性のない平和安全法制)
捕虜取扱い法や国家安全保障会議設置法の改正

ガイドラインと平和安全法制関連法案の関係(イメージ)			取扱い注意			
III	強化された同盟内の調整		日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処			
	A	同盟調整メカニズム		①+α		
	B	強化された運用面の調整		①		
C	共同計画の策定	①+α				
IV	日本の平和及び安全の切れ目のない確保			①+② 重要影響事態安全 確保法関連		
	平時からの協力措置					
	1	情報収集、警戒監視及び偵察			①	
	2	防空及びミサイル防衛			①	
	3	海洋安全保障			①	
	A	4 アセット(装備品等)の防護			② 隊法95条の2関連	
	5	訓練・演習	①			
	6	後方支援	①+② 隊法100条6関連			
	7	施設の使用	①			
	IV	日本の平和及び安全の切れ目のない確保		日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処		
日本に対する武力攻撃への対処行動						
1 日本に対する武力攻撃が予測される場合						
日本に対する武力攻撃が予測される場合		①				
2 日本に対する武力攻撃が発生した場合						
C		i	空域を防衛するための作戦		①	
		2	ii		弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦	①
			iii		海域を防衛するための作戦	①
		b	iv		陸上攻撃に対処するための作戦	①
			v		領域横断的な作戦	①

※ガイドラインと平和安全法制関連法案の関係を明確に区分整理できるわけではないが、イメージとして分かりやすく整理したもの

凡例 ①: 現行法制下で実施可能なもの
②: 平和安全法制法案成立以降に実施可能なもの
α: 別途必要な文書

- 先ほどご説明したガイドラインと平和安全法制関連法案の関係に基づいて、ガイドラインの各項目を整理した場合には、画面のように整理できます。
- ガイドラインは、冒頭でもご説明したとおり、「一般的な大枠及び政策的な方向性を示すもの」であり、抽象的な記載が多いため、平和安全法制関連法案との関係をきれいに線引きできるものではありませんが、敢えて関係性を整理すればこのようになるというものです。
- 本画面は、ガイドラインの第3章及び4章の一部に関するものです。(30秒) (計29分30秒)

ガイドラインと平和安全法制関連法案の関係(イメージ)		取扱注意
IV	日本に対する武力攻撃への対処行動	
	日本に対する武力攻撃が発生した場合	
	C 2 c	i 通信電子活動 ①
		ii 捜索・救難 ①
		iii 後方支援 ①
		iv 施設の使用 ①
		v CBRN ①
	日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動	
	D	1 アセットの防護
		2 捜索・救難
	3 海上作戦	
	4 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦	
	5 後方支援	
	② 事態対処法制関連	
	日本における大規模災害への対処における協力	
E	日本における大規模災害への対処における協力	①
<③ガイドラインに関連性のない平和安全法制関連法案> 隊法改正(在外邦人の警護・救出等(新設))、海上輸送規制法、捕虜取扱い法、国家安全保障会議設置法		
V	地域の及びグローバルな平和と安全のための協力	
	国際的な活動における協力	
	A	1 平和維持活動 ①+② PKO法関連
		2 国際的な人道支援・災害救援 ①
		3 海洋安全保障 ①+② 船舶検査法及び国際平和協力支援法関連
		4 パートナーの能力構築支援 ①
		5 非戦闘員を退避させるための活動 ①+② 在外邦人等保護措置関連
		6 情報収集、警戒監視及び偵察 ①
		7 訓練・演習 ①
		8 後方支援 ①+② 国際平和協力支援法関連
VI	宇宙に関する協力	
	A 宇宙に関する協力	①
	サイバー空間に関する協力	
	B サイバー空間に関する協力	①

○ 続いて、第4章、5章及び6章についての整理です。

(10秒) (計29分40秒) (予備:20秒)

※在外邦人の警護・救出等について

- ・ 在外邦人の警護・救出等を仮に自衛隊単独で実施するとした場合にはガイドラインに関連性のない法制(③)と整理できる。他方、ガイドラインの中には、第5章A節5において、非戦闘員を退避させるための活動について記述されており、その内容を踏まえると、平和安全法制法案成立以降に実施可能なもの(②)としても整理できることから、本スライドでは双方を併記
- ・ なお、今後の方向性に係るJ3発表スライドにおいては、③として区分・整理して説明

ガイドライン及び平和安全法制関連法案 を受けた今後の方向性

- 次に運用部から、ガイドライン及び平和安全法制関連法案を受けた今後の方向性について説明します。

(10秒)

説明項目

○ ガイドライン及び平和安全法制に基づく主要検討事項

○ 平和安全法制に基づく主要検討事項

○ 今後の進め方

- 説明項目は、
- ①ガイドライン及び平和安全法制に基づく主要検討事項
 - ②ガイドラインに関連性の無い、平和安全法制に基づく主要検討事項
 - ③今後の進め方
- の3点です。

(10秒)

ガイドライン及び平和安全法制に基づく主要検討事項

防衛省 防衛政策

ガイドラインの運用に関する事項において、特に具体的実施事項及び処置事項に関する検討が必要な範囲は以下の通り

第三章 強化された同盟内の調整

A節 同盟調整メカニズム

B節 強化された運用面の調整

C節 共同計画の策定

第四章 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

A節 平時からの協力措置

B節 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

C節 日本に対する武力攻撃への対処行動

D節 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

E節 日本における大規模災害への対処における協力

40

- ガイドラインで示された8つの章の内、運用に関する事項において、特に具体的な検討が必要な範囲は、「第三章」及び「第四章」であると認識しています。

(10秒)

ガイドライン及び平和安全法制に基づく主要検討事項

取組むべき点

Ⅲ. 強化された同盟内の調整 ～ Strengthened Alliance Coordination ～

A 同盟調整メカニズム

- 武力攻撃事態等において運用される調整メカニズム(BCM)から、平時から利用可能な常設の同盟調整メカニズム(ACM)へ変更
- 運用面の調整を実施する軍軍間の調整所(ACM内に設置)の運用要領の検討

B 強化された運用面の調整

軍軍間の調整所への要員の派遣等を含む日米間調整の検討

C 共同計画の策定

- 「計画検討」から「計画策定」へ変更→日米共同計画の存在を対外的に明示
- 共同計画策定メカニズム(BPM)を通じた「共同計画の策定」

41

- まず第Ⅲ章「強化された同盟内の調整」について説明します。
最大の焦点は「同盟調整メカニズム」及び「共同計画策定メカニズム」の設置です。
- まず、A「同盟調整メカニズム」につきまして、
現行においては武力攻撃事態等でBCMとして運用されるようになっていますが、今回のガイドラインにおいては、平時から利用可能な常設のACMとなります。
- なお、常設とは、「人の常駐」を意味しません。
- このACM内には、運用面の調整を実施する軍軍間の調整所が設置される予定であり、同調整所の運用要領について検討することが必要です。
- 次に、B「強化された運用面の調整」につきまして、先にも述べましたがACM内に軍軍間の調整所が設置されることから、平素からの連携強化を踏まえ、要員派遣等について検討が必要です。
- さらに、C「共同計画の策定」につきまして、
これまでは日米共同計画については「検討」と位置付けされていたことから、共同計画の存在は対外的には明示されていませんでしたが、
今後は共同計画の「策定」と位置付けられ、日米共同計画の存在を対外的に明示することとなります。
これは、抑止の面で極めて重要な意義を有するものとなります。
- また、今までの「包括メカニズム」という枠組みでの「計画検討」から、「共同計画策定メカニズム」という枠組みになり、統幕が主管となって「計画策定」を行うこととなります。

(1分30秒)

ガイドライン及び平和安全法制に基づく主要検討事項

取組方針

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保 ～ Seamlessly Ensuring Japan's Peace and Security ~

A 平時からの協力措置

【平素】

情報収集、警戒監視及び偵察

- 東シナ海等における共同ISRのより一層の推進
- 南シナ海に対する関与のあり方について検討

アセットの防護

- 平素における米軍等の防護対象及び武器使用権限の整理
- 武器使用に係る手続きの具体化(ROEの策定等)

42

- 次に第IV章「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」について説明します。第IV章は、「平素」、「重要影響事態」、「武力攻撃事態等」、「存立危機事態」の4つに区分されます。
- まず、「平素」であるA「平時からの協力措置」につきましては、2つの主要な検討があると認識しており、1つは「情報収集、警戒監視及び偵察」、2つ目は「アセットの防護」です。
- 「情報収集、警戒監視及び偵察」につきましては、東シナ海、日本海等に関しては、各情報収集メカニズムを活用し、共同ISRのより一層の推進に努めます。南シナ海については、今後、WG等を活用し、関与のあり方について検討していきます。
- 次に、「アセットの防護」につきましては、今までは我が国の防衛に資するアセットの防護は武力攻撃事態のみ可能でしたが、新たな法制では、平素においてもアセット防護が可能となる可能性があります。自衛隊員が武器等防護のための武器使用が可能となる場面及び武器使用に係る細部事項について具体化し、関連規則並びにROE等の整備を行うことが必要と認識しています。

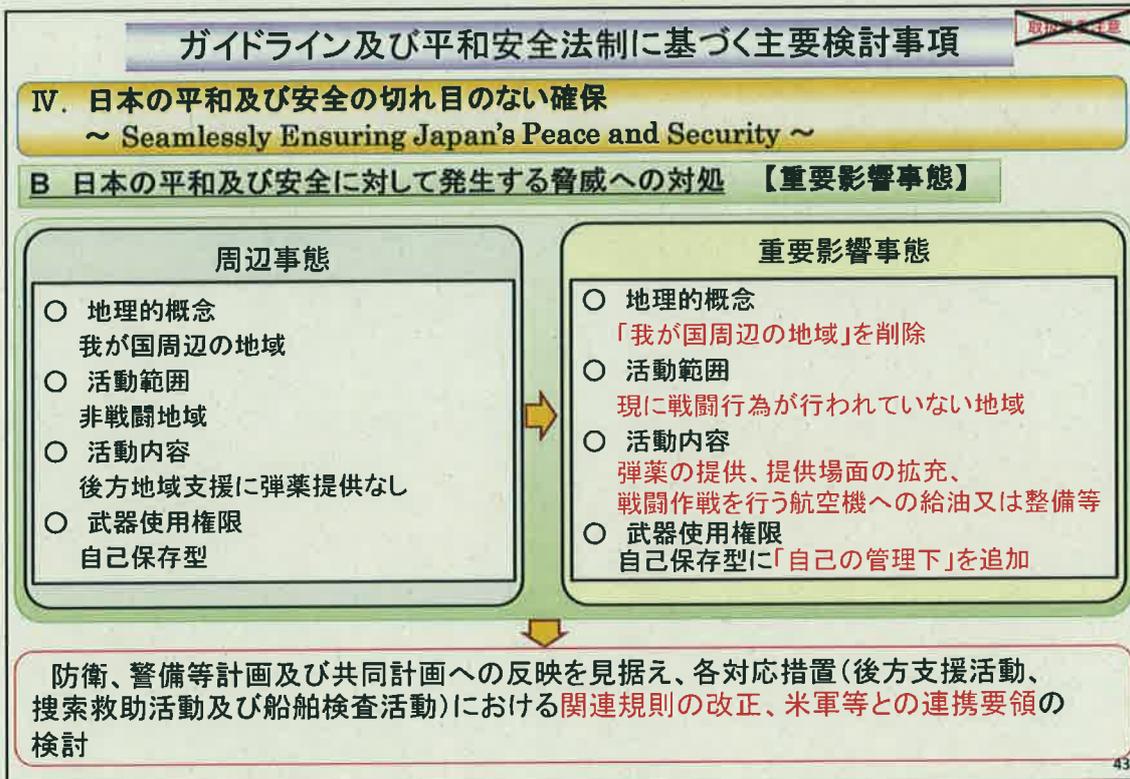
(1分20秒)

【参考資料】

新設予定の自衛隊法第95条の2の適用により、訓練・演習中を含め我が国の防衛に資する活動に従事している場合における他国の軍隊を含む米軍等を防護することが可能となる。

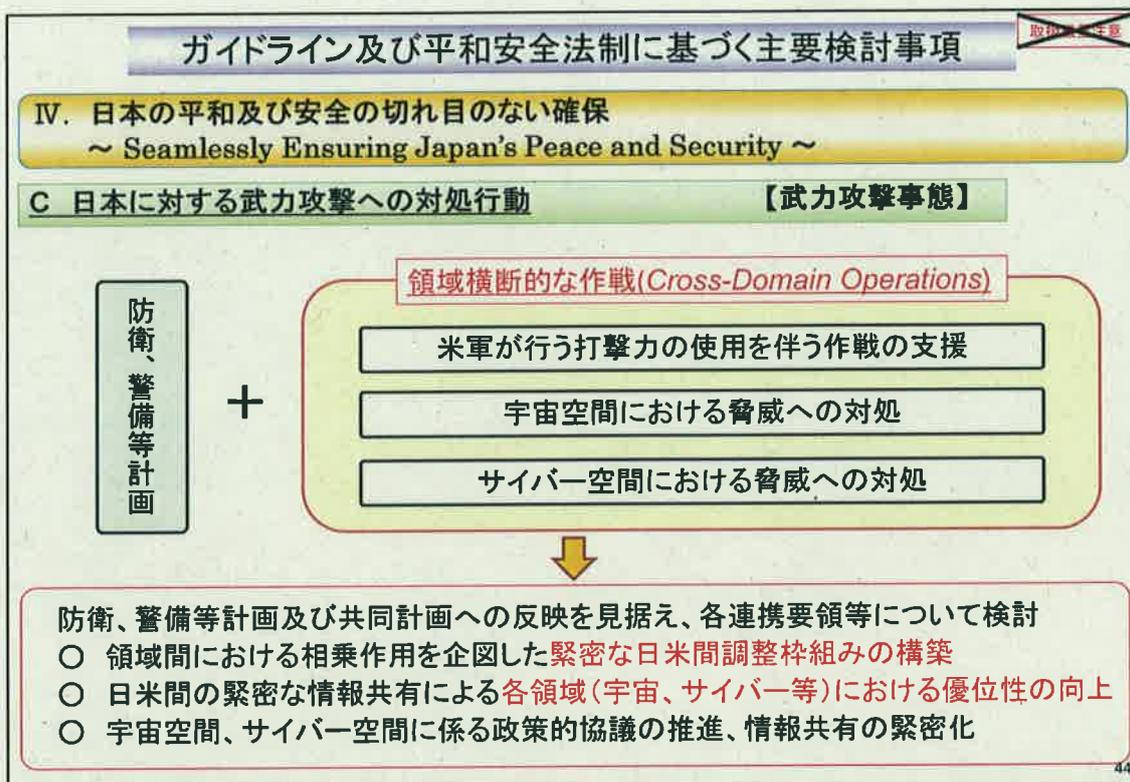
政府が提示する「我が国の防衛に資する活動」の例

- 重要影響事態に際して行われる輸送、補給等の活動
- 我が国の防衛に資する情報収集・警戒監視活動
- 我が国を防衛するために必要な能力向上のための共同訓練



- 次に、「重要影響事態」であるB「日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処」について説明します。
- 重要影響事態におきましては、今までの周辺事態法から、地理的概念、活動範囲、活動内容及び武器使用権限について改正が行われる予定です。
- これに伴い、防衛、警備等計画及び共同計画への反映を見据え、特に後方支援活動、捜索救助活動及び船舶検査活動などの各対応措置における訓令等の関連規則の改正や米軍等との連携要領について検討を実施します。

(40秒)



- 次に、「武力攻撃事態等」であるC「日本に対する武力攻撃への対処行動」について説明します。
- 新たに、「領域横断的な作戦」として米軍の打撃力の使用を伴う作戦の支援や宇宙、サイバー空間における脅威への対処などに関する記述があります。
- 今後、これらの項目を防衛、警備等計画及び共同計画への反映することを見据え、緊密な日米調整や各領域における優位性の向上について、検討を深化させるとともに、宇宙及びサイバーに関しましては、引き続き、政策的協議の推進、情報共有の緊密化、KE等の訓練・演習を活用しつつ具体化を図ります。

(40秒)

ガイドライン及び平和安全法制に基づく主要検討事項

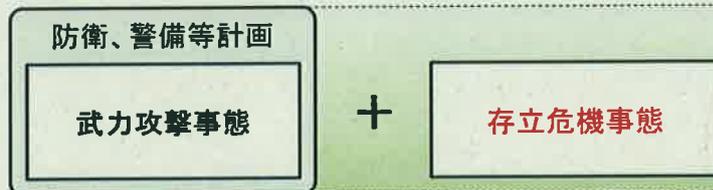
防衛計画の大綱

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

～ Seamlessly Ensuring Japan's Peace and Security ～

D 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

【存立危機事態】



下記に示す作戦等において日米間で協力
(武力攻撃事態において行う作戦として、防衛、警備等計画には記載されている
内容であり、必要があれば修正)

<協力して行う作戦の例>

- アセットの防護
- 搜索・救難
- 海上作戦(機雷掃海等)
- 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦
- 後方支援

45

- 次に、「存立危機事態」であるD「日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」について説明します。
- 武力攻撃事態等に加え、新たに「存立危機事態」が対処すべき事態として追加されることとなります。
- ガイドラインに示された存立危機事態において協力して行う作戦は、武力攻撃事態に行う作戦として、防衛、警備等計画には記載されている内容であり、協力して行う作戦の例としては、「アセットの防護」、「搜索・救難」、「海上作戦(機雷掃海等)」、「弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦」、「後方支援」があります。
- 検討の進捗に伴い、防衛、警備等計画への記述内容について具体化していく予定です。
- 今後、「存立危機事態」において自衛隊が実施する事項、武力の行使の範囲及び武器使用について政府検討を踏まえつつ、省内において検討を深化させる必要があります。

(1分)

平和安全法制に基づく主要検討事項		取組の予定
在外邦人等の保護措置		
現行法制 「在外邦人等の輸送」		法律改正後 「在外邦人等の保護措置」(新設)
根拠条文	自衛隊法84条3 外務大臣からの依頼	自衛隊法84条3 外務大臣からの依頼、総理の承認(閣議決定)
派遣の手続き要件	輸送の安全 領域国の同意	現地当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われることがないと認められること 領域国の同意及び現地当局の連携・協力の確保
活動内容	輸送	保護措置(警護、救出その他邦人の生命又は身体の保護のための措置。輸送を含む)
武器使用権限	自己保存型のみ	いわゆる任務遂行型が可能
		「在外邦人等の輸送」自衛隊法84条の4 改正事項なし
【イメージ図】		【主要検討事項】
<p>領域国 保護措置における警護・陸上輸送</p> <p>輸送 空港、港湾等</p> <p>陸上輸送</p> <p>本邦又は隣国等の安全な地域</p> <p>保護措置における救出</p> <p>①バリケード対処 ②暴徒対処</p> <p>③誘拐対処 ④大使館等占拠への対処 ⑤ハイジャック対処</p>		<p>○ 保護措置における警護、陸上輸送</p> <p>① 輸送経路上のバリケード等による妨害への対処</p> <p>② 在外邦人等が暴徒等に取り囲まれた場合等への対処</p> <p>○ 保護措置における救出</p> <p>③ 在外邦人等が誘拐された場合への対処</p> <p>④ 我が国の大使館等が占拠された場合への対処</p> <p>⑤ ハイジャック(航空機が着陸している場合)への対処</p> <p>⇒ 「任務遂行型の武器使用」を行うことから、「訓令等の整備」及び「教育訓練に反映すべき事項の研究」を実施する必要あり</p>

- 続きましてガイドラインに関連性の無い、「平和安全法制に基づく主要検討事項」について説明します。
主要検討事項は、「在外邦人等の保護措置」及び「国際的な平和協力活動」の2項目です。
- まず、「在外邦人等の保護措置」について説明します。
- 本法律改正案では、在外邦人等の輸送については、上段の図のとおり、従前の「在外邦人等の輸送」と新たな「在外邦人等の保護措置」の2本立てとなります。また、「在外邦人等の保護措置」については、いわゆる「任務遂行型の武器使用」が実施可能となります。
- 「在外邦人等の保護措置」における「任務遂行型の武器使用」を伴う対応場面としては、下段にありますとおり、
 - ①バリケードによる妨害や
 - ②暴徒に取り囲まれた場合への対処、また、
 - ③誘拐や
 - ④大使館等の占拠、
 - ⑤ハイジャックへの対処が想定されています。
- また、今後、「任務遂行型の武器使用」を行うことから、「訓令等の整備」及び「教育訓練に反映すべき事項の研究」を実施する必要があります。

(1分20秒)

国際的な平和協力活動

国連PKO(UNMISS)

- 法律改正に伴い、「他国軍隊要員との宿営地の共同防衛」が実施可能になるとともに「駆け付け警護」等がUNMISS派遣施設隊の業務として追加される可能性あり
- 武器使用の権限については、「宿営地の共同防衛」は『自己保存型』、「駆け付け警護」は『任務遂行型』の武器使用



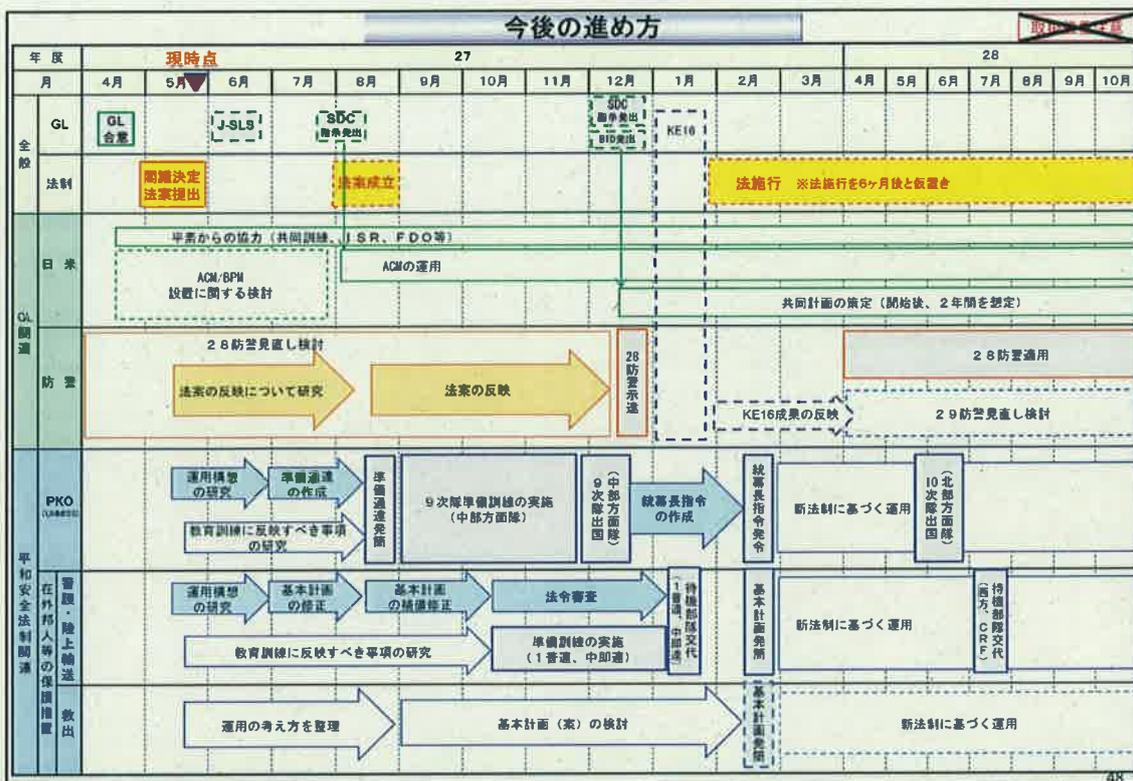
「宿営地の共同防衛」及び「駆け付け警護」を行う可能性があることから、「通達等の改正」及び「教育訓練に反映すべき事項の研究」を実施する必要あり

- 次に国際的な平和協力活動について説明します。
- 本法律改正案では、国連PKO等において、「他国軍隊要員との宿営地の共同防衛」が実施可能になるとともに、「駆け付け警護」等がUNMISS派遣施設隊の業務に追加される可能性があります。
- 武器使用の権限については、「宿営地の共同防衛」は『自己保存型』、「駆け付け警護」は『任務遂行型』の武器使用となります。
- 従って、「宿営地の共同防衛」及び「駆け付け警護」を行う可能性があることから、今後、「通達等の改正」及び「教育訓練に反映すべき事項の研究」を実施する必要があります。

(50秒)

【参考資料】

- 「自己保存型」と「任務遂行型」の武器使用権限の違い
 - ・ 自己保存型： 自己の生命又は身体を守るためのものであり、どのような場面でも憲法第9条との関係で問題にならないため、どのような場面でも権限として行使できる。
 - ・ 任務遂行型： 自己保存型を超えるものであり、国家又は国家に準ずる組織が敵対するものとして存在しない条件下でしか認められない。
- 「駆け付け警護」又は「宿営地の共同防衛」と武器使用権限の関係
 - ・ 駆け付け警護： 『業務』であり、その業務に必要な武器使用権限として『任務遂行型の武器使用』を付与している。
 - ・ 宿営地の共同防衛： 『権限』であり、自己を防衛するために武器を使用できるのと同じく、『自己保存型の武器使用』として宿営地を共同で防衛するために武器を使用できるものである。つまり、宿営地が宿営地内に所在する者にとってのいわば最後の拠点となり、また、最後の拠点である宿営地を防護する武装した要員は、いわば相互に身を委ねあって対処する関係にあるといった特殊な事情が存在するために『自己保存型の武器使用』として整理される。



- 最後に今後の進め方についてです。
- この表は、まず全般としてガイドライン関連と平和安全法制の結節を上段に記載しております。
- ガイドラインに係る「防衛協力小委員会」の指示の発出や8月に平和安全法制が成立し、その6ヶ月以内に施行が開始されるという、最も早いパターンでの時程を前提として表記しております。
- 次に、中段の緑の部分は、ガイドライン関連の時程です。日米協力の分野では、「防衛協力小委員会」の指示の発出に伴い、ACMの運用や共同計画の策定が開始されることとなります。防衛、警備等計画関連では、法案の成立に伴い、その内容を28防警に反映します。
- 次に、下段の紫色の部分は平和安全法制関連です。法案成立に伴い、国際平和協力活動等担任部隊の準備訓練にその内容を反映させるとともに、法施行に伴い新法制に基づく運用ができるよう準備を進めます。
- 今後、ガイドライン及び平和安全法制関連法案の実効性を確保できるよう、部隊の協力を得つつ、内局、各幕等と調整・検討していく予定であり、御協力をお願いします。

(1分20秒)

(計9分10秒)

主要部隊指揮官等所見

49

- 最後に、各指揮官等の方から1分基準で所見をいただきたいと思います。